

令和3年8月1日

告示第40号

(目的)

第1条 この要綱は、倒壊などのおそれがある空き家等の除却を促進し、町民の安心安全な住環境を維持するため、特定空家等又は不良住宅の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金を交付することに関し、木曾岬町補助金等交付規則(平成11年木曾岬町規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)において使用する用語の例による。
- (2) 不良住宅 概ね年間を通して居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条第1項に規定する方法により測定した不良度の評点が100以上のものであること。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物等は(以下「補助対象建築物等」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する特定空家等又は不良住宅であること。
- (2) この要綱に基づく補助金以外に除却に係る他の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。
- (3) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けての除却を行っていないこと。
- (4) 個人が所有するものであること。
- (5) 同一敷地内に他の居住の用に供している建築物がないこと。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていない特定空家等又は不良住宅であること。

ただし、所有権以外の権利者が当該建築物等の除却について同意しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特に町長が必要と認めるものについては、補助対象建築物等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象建築物等の所有者として登記事項証明書(未登記の場合は評価証明書等)に登録されている者

イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者から補助対象建築物等の除却についての同意を得た者

エ その他町長が特に認める者

(2) 前号に該当する場合であって、その本人及び本人と同一世帯に属する者が、木曾岬町の町税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物等が複数の者の共有である場合は、当該建築物等の共有者全員から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としなない。

(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 補助対象者が発注する補助対象建築物等の除却工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けた者に請け負わせるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する工事は補助対象工事としなない。

(1) 補助金の交付を決定する前に着手した工事

- (2) 他の助成金等の交付を受けようとする工事
- (3) 補助対象建築物等の一部のみを除却する工事
(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除却工事費
 - (2) 除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (3) 前2号に係る諸経費
- 2 前号の規定にかかわらず、当該建築物等の建物内及び敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の限度額は、30万円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に第2条に規定する特定空家等又は不良住宅であることの確認を受けたうえで、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 補助対象建築物等が複数の者の共有に係るものである場合は、代表者を定めて申請するものとする。
- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付決定及び不交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に対して通知するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に対して通知

するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた場合において、当該補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、必要書類を添えて、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金変更交付申請書(様式第6号)により申請するものとする。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りではない。

2 前項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に対して通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助対象工事を中止した場合には速やかに町長に対し、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金工事中止(廃止)届(様式第8号)により届け出るものとする。

(工事完了報告等)

第12条 補助対象工事が完了したときは、完了後速やかに木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金工事完了報告書(様式第9号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合において、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付の請求をするときは、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金請求書(様式第11号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(報告の徴収及び実地調査)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(跡地の管理)

第17条 補助金の交付を受けて補助対象建築物等を除却した所有者等は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、跡地を適切に管理しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 町長及び補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付に係る関係書類一式を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

木曾岬町長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付申請書

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金の交付を受けたいので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第3条から第5条に定める、対象住宅、対象者、対象工事であることを確認するために町が関係機関等に照会を行うことに同意します。

記

住 宅 の 概 要	建 築 物 等 の 住 所 在 地	木曾岬町大字		
	建 築 物 等 の 種 類	専用住宅・() 併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
	申請者と所有者 の続柄(所有者 から見た続柄)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人(続柄) <input type="checkbox"/> その他()		
工 事 内 容	階 数		延べ床面積	m ²
	予 定 工 期	年 月 日～ 年 月 日		
	除 却 工 事 費	円		
補 助 申 請 額				円
	解体工事施行予定業者			

※添付書類

- (1) 対象住宅の平面図（床面積のわかるもの）
- (2) 土地・建物の登記事項証明書（未登記の場合は評価証明書）
- (3) 申請者が所有者以外の場合は補助対象者であることを確認することができる書類
- (4) 確約書（様式第2号）、除却工事施工同意書（様式第3号）※必要に応じて
- (5) 納税確認書
- (6) 除却工事見積書
- (7) 施行業者の建築・土木工事業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- (8) その他、町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

木曾岬町長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

確 約 書

下記の建物の除却工事については、他の所有者等から同意を得て私が代表となり、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金の交付の申請及び受領等の一切の手続きを行います。

このことについて、他の所有者等から異議があった場合は、私が責任を持ってこれを解決することを確約します。

記

建築物等の所在地	木曾岬町大字
----------	--------

様式第3号（第8条関係）

除却工事施工同意書

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第8条の規定により、補助対象住宅を除却することについて同意します。

年 月 日

申請者 様

物件の表示	所在地	木曾岬町大字
	構造	
	延床面積	

同意年月日	権利の種類	住所	氏名	印
摘要				

備考

- 「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について有する権利（権利者、共有、土地等）をそれぞれ記入してください。
- 「摘要」欄は、承諾に関する特記事項を記入してください。
- 印は実印とし、印鑑証明書を添付してください。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 建築物等の所在地
- 3 建築物等の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 建築物等の種類
- 3 不交付の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

木曾岬町長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた工事を下記のとおり変更したいので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 建築物等の種類
- 3 変更事項
 - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) その他

※添付書類

- ・ 除却工事見積書（変更箇所を明確に示したもの）
- ・ 変更前の工事契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金については、下記のとおり変更しましたので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 建築物等の所在地
- 3 建築物等の種類
- 4 変更内容

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

様式第 8 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

木曾岬町長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却工事中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた工事を中止（廃止）したいので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第 11 条の規定により届け出ます。

なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 建築物等の種類
- 3 中止（廃止）の理由

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

木曾岬町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却工事完了報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた不良住宅等除却工事が完了したので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 建築物等の種類
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事状況写真（施工前、施工中及び完了時の写真）
 - (3) その他、町長が必要と認める書類

様式第 10 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、
木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 建築物等の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

様式第 11 号 (第 14 条関係)

年 月 日

木曾岬町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金請求書

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 建築物等の所在地 木曾岬町大字

2 建築物等の種類

3 請求額 円

4 振込先

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行 信金 組合 店
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 12 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長

木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金については、下記のとおり決定しましたので、木曾岬町特定空家等又は不良住宅除却補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定取消金額 円
- 2 建築物等の所在地
- 3 建築物等の種類
- 4 取消理由

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第12条関係)

様式第10号(第13条関係)

様式第11号(第14条関係)

様式第12号(第15条関係)